



平成27年5月28日

各位

会社名 光村印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 二瓶 春樹
(コード：7916 東証第一部)
問合せ先 取締役経理本部長 嶋山 芳夫
(Tel 03-3492-1181)

定款一部変更および監査役の人事異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日に開催予定の第113回定時株主総会において決議されることを前提に、定款一部変更および監査役の異動について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 定款一部変更

1. 定款変更の目的

- (1) 公告方法について、インターネットの普及を考慮し、利便性の向上および公告手続きの合理化を図るため現行定款第5条(公告方法)につき所要の変更を行なうものです。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものです。
- (2) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で取締役および監査役の責任を免除することができる旨、ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で、責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨、現行定款に第22条(取締役の責任免除)および第28条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。なお、第22条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更内容

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>官報に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によ</u> <u>って電子公告による公告をすることが</u> <u>できない場合は、日本経済新聞に掲載</u> <u>して行う。</u>

<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第 22 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 22 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 23 条～第 27 条 (条数の繰り下げ)</p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>第 27 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 29 条～第 35 条 (条数の繰り下げ)</p>

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金)

II. 監査役異動 (平成 27 年 6 月 26 日付)

1. 新任監査役候補者

監査役 半田 常彰 三菱製紙株式会社 上席執行役員 (現任)

(平成 27 年 6 月 26 日付けで、三菱製紙(株)取締役常務執行役員に就任予定)

2. 退任予定監査役

監査役 牛島 光夫

以 上